

高齢者の日常生活を 応援します



◀介護予防について体操やレクリエーションなどを交えて楽しく学ぶ「さわやか教室」

市では、高齢期を迎えた人が快適で安定した生活が送れるように、さまざまな高齢福祉在宅サービスを行っています。今回はそのサービス内容を紹介します。なお、介護保険制度を利用できる人は、介護保険サービスの利用が優先になります。

※一部サービスは申請後、生活や身体状況確認のため訪問します。

【問】高齢福祉課(総和福祉センター「健康の駅」) ☎92-5838

軽度生活支援事業

在宅で自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる軽度な家事支援を行います。

対象 支援が必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯

内容 週1回(2時間以内)、次の支援を行います

①家事援助サービス(調理、衣類の洗濯および補修、住居等の清掃および整理整頓、食材料・生活必需品の買い物など)

②公的機関および医療機関への用務など、日常生活に必要な外出等の代行

利用料 1時間あたり200円

生活管理指導短期宿泊サービス

施設への短期の宿泊により、一時保護や生活管理指導を行います。

対象 次のいずれかに該当する65歳以上の人

①虐待等の特別な事情により、緊急的に避難させる必要がある人

②疾病ではないが、体調不良に陥り、一時的に養護する必要がある人

③基本的な生活習慣が欠如し、社会生活への適応が困難な人

内容 原則として7日以内とし、施設に宿泊して一時保護や生活管理指導を行います

利用料 1日438円(食費等実費は施設にお支払いください)

一般高齢者介護予防通所事業

高齢者の社会的孤立感の解消および生活機能の向上を図るため、施設等への通所によりレクリエーション等を行います。

対象 要介護状態になることがないように支援が必要な(自立した)65歳以上の高齢者

内容 レクリエーション・軽度な体操・給食・入浴・送迎等を週1回行います(施設によって内容が異なります)

利用料 500円および食費等